

重要事項説明書

【 ユニット型介護老人福祉施設 】

社会福祉法人 御荘福祉施設協会
ユニット型特別養護老人ホーム自在園

(2024/10/01)

ユニット型特別養護老人ホーム（ユニット型指定介護老人福祉施設） 自在園

重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0895-72-3111

担 当 生活相談課長 馬詰圭祐・生活相談員 岡 和美・生活相談員 小野美杉

ご不明の点は、なんでもお尋ねください。

2 ユニット型特別養護老人ホーム自在園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ユニット型特別養護老人ホーム自在園
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町満倉2301番地1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設（愛媛県 3874000726）

(2) 当施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合 計	摘 要
施設長〔管理者〕	1		1名	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員
副施設長	1		1名	本部事務局長兼務
事務職員	4	1	5名	社会福祉士2名・介護支援専門員1名・社会福祉主事3名・防災士1名
生活相談員	3		3名	介護福祉士3名・介護支援専門員2名・社会福祉主事2名
介護職員	17		17名	介護福祉士16名・介護支援専門員3名・認定特定行為業務従事者等15名
介護助手	1	2	3名	
看護職員	3		3名	看護師2名・准看護師1名
栄養士	2		2名	管理栄養士2名
医師		3	3名	介護支援専門員2名
介護支援専門員	4		4名	生活相談員、介護職員兼務
機能訓練指導員	2		2名	理学療法士、言語聴覚士
業務員	2	7	9名	洗濯業務3名・清掃業務3名・警備員3名

(3) 介護職員・看護職員の勤務体制（1日）（令和6年4月の場合）

摘 要		始業	終業	常勤換算	備 考
早 出	B	7:30	16:30	4.2名	介護職員・看護職員
	C	8:00	17:00		介護職員・看護職員
日 勤	Y	8:45	17:45	1.8名	看護職員
	E	9:00	18:00		介護助手
遅 出	F	9:30	18:30	4.7名	介護職員
5時間勤務	W	7:30	12:30	0名	介護職員
4時間勤務	I	7:30	11:30	1.1名	介護職員
	J	8:30	12:30		介護助手
	K	9:00	13:00		介護職員・介護助手
	Q	14:30	18:30		介護職員
夜 勤	/	16:30	9:30	2.0名	介護職員・看護職員

(4) 当施設の設備の概要

居室設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	40室	1ユニット10名(4ユニット)洗面台、衣類収納
共同生活室	4室	各ユニットに1室
パブリックトイレ	8室	各ユニットに2室
浴室	2室	介助浴槽2基、特殊浴槽1基
汚物処理室	1室	2ユニットに1室
面談室	1室	従来型特養と共用
医務室	1室	〃
歯科相談室	1室	〃
リハビリ室	1室	〃
介護材料室	1室	〃
洗濯室	1室	〃
散髪室	1室	〃
図書室	1室	〃
霊安室	1室	〃
家族宿泊室	1室	〃

3 サービス内容

- * 施設サービス計画の立案
- * 特別食の提供
- * 食事介護
- * 理美容サービス
- * 入浴介護
- * 行政手続代行
- * 排泄介護
- * 日常費用支払代行
- * 整容介護
- * 日用品購入支払代行
- * 機能訓練
- * 所持金品管理
- * 生活相談
- * レクリエーション 等
- * 健康管理

4 利用料金

(1) 保険給付内サービス利用料

以下のサービスについては、市町村から交付された「介護保険負担割合証」に記載された負担割合となります。

負担割合	所得基準
1割負担	以下に当てはまらない方
2割負担	合計所得160万円以上 ・単身世帯：年金＋その他の所得＝280万円以上(年金のみの場合は280万円以上相当) ・夫婦世帯：年金＋その他の所得＝346万円以上
3割負担	合計所得220万円以上 ・単身世帯：年金＋その他の所得＝340万円以上(年金のみの場合は344万円以上相当) ・夫婦世帯：年金＋その他の所得＝463万円以上

* 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は下記にかかわらず1割負担。
詳しくは、お住いの市町村介護保険係にお問い合わせください。

○ 基本料金

ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

要介護度	1日あたりの自己負担額		
	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	670円	1,340円	2,010円
要介護2	740円	1,480円	2,220円
要介護3	815円	1,630円	2,445円
要介護4	886円	1,772円	2,658円
要介護5	955円	1,910円	2,865円

○ 加算料金

	加算名	単位	自己負担額			
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合	
①	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	1日あたり	46円	92円	138円	
②	看護体制加算(Ⅰ)イ	1日あたり	6円	12円	18円	
③	看護体制加算(Ⅱ)イ	1日あたり	13円	26円	39円	
④	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	1日あたり	33円	66円	99円	
⑤	精神科医療養指導加算	1日あたり	5円	10円	15円	
⑥	個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日あたり	12円	24円	36円	
⑦	個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月あたり	20円	40円	60円	
⑧	個別機能訓練加算(Ⅲ)	1月あたり	20円	40円	60円	
⑨	ADL維持等加算(Ⅰ)	1月あたり	30円	60円	90円	
	ADL維持等加算(Ⅱ)	1月あたり	60円	120円	180円	
⑩	若年性認知症入所者受入加算	1日あたり	120円	240円	360円	
⑪	外泊時費用	1日あたり	246円	492円	738円	
⑫	外泊時在宅サービス利用費用	1日あたり	560円	1,120円	1,680円	
⑬	初期加算	1日あたり	30円	60円	90円	
⑭	退所時栄養情報連携加算	1回あたり	70円	140円	210円	
⑮	再入所時栄養連携加算	1回あたり	200円	400円	600円	
⑯	退所時等 相談援助 加算	退所前訪問相談援助加算	1回あたり	460円	920円	1,380円
		退所後訪問相談援助加算	1回あたり	460円	920円	1,380円
		退所時相談援助加算	1回あたり	400円	800円	1,200円
		退所前連携加算	1回あたり	500円	1,000円	1,500円
		退所時情報提供加算	1回あたり	250円	500円	750円
⑰	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	1月あたり	50円 (100円)	100円 (200円)	150円 (300円)	
	※令和7年3月31日までは()の料金 協力医療機関連携加算(Ⅱ)	1月あたり	5円	10円	15円	
⑱	栄養マネジメント強化加算	1日あたり	11円	22円	33円	
⑲	経口移行加算	1日あたり	28円	56円	84円	
⑳	経口維持加算(Ⅰ)	1月あたり	400円	800円	1,200円	
㉑	経口維持加算(Ⅱ)	1月あたり	100円	200円	300円	
㉒	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月あたり	90円	180円	270円	
㉓	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月あたり	110円	220円	330円	
㉔	療養食加算	1回あたり	6円	12円	18円	
㉕	特別通院送迎加算	1月あたり	594円	1,188円	1,782円	
㉖	配置医師	勤務時間外の場合	1回あたり	325円	650円	975円

	緊急対応加算	夜間・早朝の場合	1回あたり	650円	1,300円	1,950円
		深夜の場合	1回あたり	1,300円	2,600円	3,900円
⑳	看取り介護加算 (Ⅱ)	死亡日前31～45日	1日あたり	72円	144円	216円
		死亡日前4～30日	1日あたり	144円	288円	432円
		死亡日前日及び前々日	1日あたり	780円	1,560円	2,340円
		死亡日当日	1日あたり	1,580円	3,160円	4,740円
㉑	認知症専門ケア加算(Ⅱ)		1月あたり	4円	8円	12円
㉒	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		1月あたり	150円	300円	450円
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		1月あたり	120円	240円	360円
㉓	認知症行動・心理症状緊急対応加算		1日あたり	200円	400円	600円
㉔	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		1月あたり	3円	6円	9円
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		1月あたり	13円	26円	39円
㉕	排せつ支援加算(Ⅰ)		1月あたり	10円	20円	30円
	排せつ支援加算(Ⅱ)		1月あたり	15円	30円	45円
	排せつ支援加算(Ⅲ)		1月あたり	20円	40円	60円
㉖	自立支援促進加算		1月あたり	280円	560円	840円
㉗	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		1月あたり	40円	80円	120円
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		1月あたり	50円	100円	150円
㉘	安全対策体制加算		入所初日	20円	40円	60円
㉙	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		1月あたり	10円	20円	30円
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		1月あたり	5円	10円	15円
㉚	新興感染症等施設療養費		1日あたり	240円	480円	720円
㉛	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		1月あたり	100円	200円	300円
㉜	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		1月あたり	10円	20円	30円
㉝	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		1月あたり	14.0% (※3) のとおり		

* 施設の職員体制やご利用者さまへの取組み等により加算部分は変動します。

(※1) 基本料金及び加算料金①～⑤については、すべての方に算定されます。

(※2) 加算料金のうち⑥～⑨については、実施された場合に加算されます。

(※3) 介護職員等処遇改善加算については、基本料金及び加算料金①～⑨のうち、1月に算定された総単位数に14.0%を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に10円を乗じた額が算定金額になります。

〔介護サービス加算の内訳〕

・日常生活継続支援加算(Ⅱ)

新規入居者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4若しくは要介護5の者の占める割合が70%以上又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入居者の占める割合が65%以上又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする入居者の占める割合が15%以上であり、介護福祉士を常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合に算定される体制加算です。

・看護体制加算(Ⅰ)イ

常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定される体制加算です。

・看護体制加算(Ⅱ)イ

看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上あり、かつ、指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であり、24時間連絡できる体制を確保している場合に算定される体制加算です。

・夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ

夜間を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること

に加え、夜勤を行う職員の基準の数に、1以上の数の介護職員又は看護職員を配置している場合に算定される体制加算です。

・ **精神科医療養指導加算**

精神科医師による月2回以上の療養指導が行われている場合に算定される体制加算です。

・ **個別機能訓練加算（Ⅰ）**

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で入居者の数を100で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人福祉施設において、多職種の者が共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に算定されます。

・ **個別機能訓練加算（Ⅱ）**

個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定されます。

・ **個別機能訓練加算（Ⅲ）**

個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定している場合であって、かつ、口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、個別機能訓練計画等の内容について、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用しながら、リハビリテーション、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有し、当該情報を踏まえて、個別機能訓練計画について必要な見直しを行うとともに、関係職種で見直しの内容を共有している場合に算定されます。

・ **A D L維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）**

利用者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月において、Barthel Index（バーセル・インデックス）という指標を用いて行う評価の方法の研修を受けた者が、日常生活動作（A D L）値を適切に測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L値から利用開始月に測定したA D L値を控除して得た値に、初月のA D L値や要介護認定の状況に応じて一定の値を加えたA D L利得（調整済A D L利得）の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のA D L利得を平均して得た値が1以上である場合に（Ⅰ）、2以上である場合に（Ⅱ）のいずれかが算定されます。

・ **若年性認知症入所者受入加算**

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。

・ **外泊時費用**

病院へ入院した場合及び居宅等における外泊をした場合で、施設に在所していない日にご負担いただきます。ただし、1か月に6日（入院又は外泊の初日及び最終日は含みません。）が限度となります。なお、月をまたぐ場合は最高12日となります。

・ **外泊時在宅サービス利用費用**

居宅における外泊をした場合で、当施設又は併設の居宅介護サービス事業所により提供される在宅サービスを利用した場合は、1か月に6日（入院又は外泊の初日及び最終日は含みません。）を限度に加算されます。なお、月をまたぐ場合は最高12日となります。上記外泊時費用との併算定はいたしません。

・ **初期加算**

入所した当初又は30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合、施設での生活に慣れるためにさまざまな支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って加算されます。

・ **退所時栄養情報連携加算**

特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者が、当施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入居者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、医療機関等に入院又は入所する場合は当該医療

機関等に対して、当該入居者の同意を得て、管理栄養士が当該入居者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。なお、栄養マネジメント強化加算を算定している場合には算定しません。

・ **再入所時栄養連携加算**

入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食）であって、当施設の管理栄養士が、入院先の医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談のうえ、栄養ケア計画の原案を作成し、当施設に再入所した場合、1回に限り加算されます。

・ **退所時等相談援助加算**

退所時等の相談援助加算として、退所前に退所後生活する居宅等を訪問し生活に必要な介護サービス等の相談援助を行った場合は「退所前訪問相談援助加算」、退所後30日以内に訪問し相談援助を行った場合は「退所後訪問相談援助加算」が各1回を限度に加算されます。加えて退所後のサービス利用の相談援助を行い、退所者の同意のもとに生活に必要な介護サービス等を得るための情報として介護状況を該当する市町村及び老人介護支援センターに文書を添えて提供した場合は、1回を限度に「退所時相談援助加算」、また、退所者の同意のもとに該当する居宅介護支援事業者と連携して退所後の必要な諸サービスの利用に関する調整を行った場合には1回を限度に「退所前連携加算」をそれぞれ加算します。

・ **退所時情報提供加算**

入居者が当施設を退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入居者の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活歴等の情報を提供したうえで、当該入居者の紹介を行った場合に、入居者1人につき1回に限り算定します。

・ **協力医療機関連携加算**

協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合、以下の①から③の要件を見たす場合は加算（Ⅰ）を、その他の場合は加算（Ⅱ）を算定します。

①入居者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。②施設からの診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること。③入居者の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

・ **栄養マネジメント強化加算**

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置し、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定されます。

・ **経口移行加算**

医師の指示に基づき、経管により食事を摂取している入居者ごとに経口による食事の摂取を進めるために多職種が共同して作成した経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士の栄養管理、看護職員による支援が行われた場合に、180日以内の期間に限り加算されます。ただし、医師の指示により継続して栄養管理及び支援が必要とされる場合は、引き続いて加算されます。

・ **経口維持加算（Ⅰ）**

経口による食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者の方に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入居者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従って管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に加算されます。

・ **経口維持加算（Ⅱ）**

協力歯科医療機関を指定しており、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入居者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議に、配置医師以外の医師又は歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されま

す。

- ・ **口腔衛生管理加算**

歯科医又は歯科医の指示を受けている歯科衛生士が、入居者に対して口腔衛生の管理を行い、当該入居者に係る口腔清掃等について介護職員へ擬態的な技術的指導を行った場合に加算（Ⅰ）を算定します。さらにその情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施にあたって必要な情報を活用した場合には加算（Ⅱ）を算定します。

- ・ **療養食加算**

医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿食、脂質異常症等の治療食の提供が行われた方に加算されます。

- ・ **特別通院送迎加算**

透析を要する入居者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のための送迎を行った場合に算定します。

- ・ **配置医師緊急対応加算**

配置医師が施設の求めに応じて、配置医師の通常の勤務時間以外、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問して入所者の診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合に加算されます。

- ・ **看取り介護加算（Ⅱ）**

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者又は家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、配置医師緊急時対応加算の体制が整備された施設において看取り介護を受けた場合に加算されます。

- ・ **認知症専門ケア加算（Ⅱ）**

日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上の施設において、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していることに加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を配置し、認知症ケアの指導を実施するとともに、研修計画を作成し、研修を実施する体制が整った施設を評価する加算です。なお、認知症チームケア推進加算を算定している場合には、当該加算は算定しません。

- ・ **認知症チームケア推進加算**

入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要としている認知症の者の占める割合が2分の1以上の施設において、当該入居者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する①認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は②認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームにより、入居者の情報を共有したうえで介護を提供した場合には加算（Ⅰ）を算定し、①又は②の者に代えて、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、チームケアを行った場合には加算（Ⅱ）を算定します。なお、認知症専門ケア加算を算定している場合には、当該加算は算定しません。

- ・ **認知症行動・心理症状緊急対応加算**

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、入所した日から起算して7日を限度として加算されます。

- ・ **褥瘡マネジメント加算**

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の間により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（Plan）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（Action）といったサイクル（PDCA）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合に算定されます。

・ **排せつ支援加算**

排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成（Plan）、当該計画に基づく排せつ支援の実施（Do）、当該支援内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し（Action）といったサイクル（PDCA）の構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に算定されます。

・ **自立支援促進加算**

入所者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上を図るため、多職種共同による、入所者が自立支援の促進を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成（Plan）、当該計画に基づく自立支援の促進（Do）、当該支援内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し（Action）といったサイクル（PDCA）の構築を通じて、継続的に入所者の尊厳を保持し、自立支援に係る質の管理を行った場合に算定されます。

・ **科学的介護推進体制加算**

サービスの質の向上を図るため、全入所者に係るデータ（ADL、栄養士、口腔・嚥下、認知症、心身・疾病の状況等）を「科学的介護情報システム（LIFE）」に提出して、フィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）といったサイクル（PDCA）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努める取組みを行った場合に算定されます。

・ **安全対策体制加算**

事故発生の防止のための指針の作成、委員会の開催、従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合に算定されます。

・ **高齢者施設等感染対策向上加算**

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）と連携体制を構築し、新型コロナウイルス感染症を含む一般的な感染症について協力医療機関と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、研修や助言等の指導を受けながら適切な対応を行っている場合に加算（Ⅰ）が算定されます。さらに、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合には加算（Ⅱ）が併せて算定されます。

・ **新興感染症等施設療養費**

新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した入居者に対して、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行ったうえで介護サービスを提供した場合、1月に1回、連続する5日を限度として算定されます。

・ **生産性向上推進体制加算**

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、見守り機器等のテクノロジーを導入し、厚生労働省の生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行った場合に加算（Ⅰ）が算定されます。さらに、介護助手の活用等、職員間の適切な役割分担の取組みを行った場合には加算（Ⅱ）が併せて算定されます。

・ **介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）**

厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業者が、利用者に対し介護サービスを行った場合に算定します。

（２）保険給付外サービス利用料

- | | | |
|-------|-------|--------|
| ① 食費 | 1日あたり | 1,450円 |
| ② 居住費 | 1日あたり | 2,066円 |

※ ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方（特定入所者介護サービス費用対象者）は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。
(日額)

所得の状況		預貯金等の 資産の状況	利用者 負担段階	居住費	食費
生活保護受給者の方		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	第1段階	880円	300円
市町村 民税非課税 世帯員全員が	高齢福祉年金受給者の方				
	前年の合計所得金額＋ 年金の収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	第2段階	880円	390円
	前年の合計所得金額＋ 年金の収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	第3段階 ①	1,370円	650円
	前年の合計所得金額＋ 年金の収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	第3段階 ②	1,370円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税			第4段階 (非該当)	2,066円	1,450円

- ③ 理美容費 実費
- ④ 預り金管理料 (預貯金通帳・現金) … 1年あたり 6,000円
(現金のみ) … 1年あたり 3,000円
- ⑤ その他
上記のほかレクリエーション費用、日用品購入費用は、自己負担となります。

(3) 基本料金の減免措置

所得に応じた減免措置、及び自己負担に関する制度があります。

(4) 支払方法

毎月10日までに先月分の請求をいたしますので25日までにお支払いください。支払方法は自動口座振替となります。

利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

5 入退居の手続き

(1) 入居手続き

「入居申込書」を当園へご提出ください。居室に空室があればご入居できます。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退居手続き

- ① お客さまのご都合で退居される場合
退居を希望する日の7日前までにお申出ください。
- ② 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。
- ・お客さまが他の介護保険施設に入居した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要介護認定区分が非該当（自立）又は、要支援と認定された場合
 - ・平成27年4月1日以降に入所した方が要介護1又は2と認定され、特例入所の要件に該当しない場合
※この場合、所定の期間の経過をもって退居していただくことになります。
 - ・お客さまがお亡くなりになった場合

③ その他

- ・お客さまが、サービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、又はお客さまやご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了1か月前までに文書で通知いたします。
- ・お客さまが病院又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みのない場合又は、入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合退院後に再度入居を希望される場合は、お申出ください。
- ・やむを得ない事情により当施設を閉鎖又は縮小する場合は、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了1か月前までに文書で通知いたします。

6 入院された場合

(1) 3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合は、退院後再び当施設に入居することができます。ただし、入院期間中であっても、1日あたり246円（入院・退院日は通常料金。1月に6日限度。月をまたいで連続した場合は最長12日間）の料金をご負担いただきます。

(2) 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合、退院後に再度入居を希望する場合は、お申出ください。

(3) 空きベッドについて

空きベッドを短期入居者に使用させていただくことがあります。その場合は、1日あたりの料金はいただきません。

7 一時外泊

- (1) おおむね1週間以内の期間であれば、事業者の同意を得たうえで自宅等に外泊することができます。この場合、お客さまは、外泊開始日の2日前までに事業者に届け出てください。
- (2) この場合外泊期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。
- (3) 外泊による空きベッドを短期入居者に使用させていただくことがあります。その場合は、1日あたりの料金はいただきません。

8 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

要介護者等の心身の状況等に応じ、常に利用者の立場に立ち、サービスの質の向上や評価を行いながら適切な指定介護福祉施設サービスの提供に努める。「一人ひとりの心に寄り添ったやさしい介護」を目標とし、ご家族や地域との絆を大切に、安全と安心の幸せな暮らしを支援します。

(2) サービス利用のために

男性介護職員の有無	～	有
職員の研修の実施	～	有
サービスマニュアルの作成	～	有
身体的拘束	～	無
感染マニュアルの作成	～	有

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- 面会時間 ～ 午前8時30分から午後6時30分
感染症等の理由により、面会についてはオンライン面会に代える場合や、実施を制限する場合があります。
- 外出・外泊 ～ 外出・外泊をされる場合は事前にお申出ください。
- 喫煙 ～ 施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- 設備、器具の利用 ～ 必要に応じて使用可
- 金銭、貴重品の管理 ～ 施設でも管理いたしますが、一部管理料が必要です。
- 所持品の持込み ～ 各居室、ロッカー、及び床頭台に収容可能なものに限ります。
(一部制限があります。)
- 施設外での受診 ～ 原則として家族で対応
- 宗教活動 ～ 禁止
- ペット ～ 禁止

9 緊急時の対応方法

施設は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合のため、あらかじめ配置医師又は協力医療機関への連携方法、その他緊急時における対応方法を定める等の必要な措置を講じています。

ご利用者に容体の変化等があった場合は、ご家族に速やかに連絡いたします。

(緊急連絡先)		<input type="checkbox"/> 代理人と同じ
その他の方	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号	

※ 緊急連絡先について、代理人と同じ場合はをしてください。その他の方の場合はご記入ください。

10 事故発生時の対応

サービスの提供に伴って事故が発生した場合は、医師、ご家族、市町村等に連絡をするなど必要な措置を講ずるほか、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
保険名	しせつの損害補償 (社会福祉施設総合損害補償)
補償の概要	施設業務の補償・施設利用者の補償

11 非常災害対策

- 防災時の対応 ～ 緊急時連絡網 (自動転送システム設置)
- 防災設備 ～ スプリンクラー、防火戸、消火栓、非常口、非常警報設備等
- 防災訓練 ～ 避難、救助訓練 (年2回) 通報、消火訓練 (年2回)
- 備蓄品 ～ 非常用食料、飲料水、医薬品等
- 防火責任者 ～ 事務係長 藤森 聡和 (防災士)

12 安全管理体制

サービスを提供する過程で発生する事故の防止、解消する体制を確立し、適切・安全なサービスの提供に資するため「介護事故防止(リスクマネジメント)委員会」を設置し、必要な取り組みを行います。

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長・濱 香代美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 虐待の防止のための指針を整備しています。
(5) 法人において虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
(6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14 身体的拘束について

ご利用者に福祉サービスを提供する過程で人としての尊厳と誇りを尊重し、行動を制限することなく、生活機能を高めながら自由で穏やかな生活を送っていただくことを目的に「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備し、委員会を設置して3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。また、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行い、身体的拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 切迫性 …… 直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
(2) 非代替性 …… 身体的拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
(3) 一時性 …… 利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解きます。

15 褥瘡予防体制

ご利用者が褥瘡を発生しないような適切な介護・看護を行うとともに「褥瘡予防委員会」を設置し、その発生を予防するための指針を策定、その他褥瘡防止の必要な取組みを行います。

16 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
(2) 対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
(3) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練を実施します。
(4) 入居者における新興感染症の発生時等に、感染症等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めます。

17 重度化対応、看取り介護の取組み

ご利用者の重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、看護師の配置と夜間における24時間連絡体制を確保しております。また、ご利用者の尊厳保持に十分配慮しながら終末期の介護を、心を込めて行います。「看取り介護委員会」を設置し、看取りのための指針を策定するとともに、看取り介護に係る計画の作成及び介護の実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有に努めます。また、施設退居後も継続してご本人、ご家族とともに、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援を行うため、医療機関等へご本人の状態に関する

る情報の提供や、退居後の情報をいただくことがあります。

18 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。</p> <p>また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

19 サービス内容に関する相談・苦情

サービスの利用等に関する相談や苦情については、「苦情申出窓口」を設置し、迅速かつ適正に対処する体制を整えていますので、お申出ください。苦情解決責任者は施設長とし、苦情受付担当者は副施設長及び生活相談員が担当します。相談・苦情が発生した場合、苦情受付担当者は、「相談・苦情処理簿」に相談苦情、内容、検討内容、具体的処理の状況等を記録保存するとともに、苦情解決責任者に報告し、検討・話し合いをし、また地域の学識経験者等による第三者委員の助言を受けながら、誠意をもって苦情解決に努めます。

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

生活相談課長 馬詰圭祐・生活相談員 岡 和美・生活相談員 小野美杉

電 話 0895 - 72 - 3111

FAX 0895 - 72 - 3115

② 下記の第三者委員に苦情相談することもできます。

*山西 百合子 愛南町城辺甲 電 話 0895 - 72 - 4278

*中田 非斗志 愛南町御荘菊川 電 話 0895 - 70 - 4022

③ その他 愛南町その他各市町村等の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・愛南町高齢者支援課
所在地 愛南町城辺甲2420番地
電 話 0895-72-7325
- ・愛媛県国民健康保険団体連合会
所在地 松山市高岡町101番地1
電 話 089-968-8800

20 提供するサービスの第三者による評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

21 協力医療機関等

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもとでより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築します。そのため、下記施設基準第1号から第3号の協力医療機関（病院）との間で、1年に1回以上、入居者の病状の急変が生じた場合の対応方法の確認及び見直しをするとともに、入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催します。

【同意確認欄】 施設と協力医療機関との定期会議において、ご利用者様の現病歴等の情報を共有することに同意します。	同意の場合は 下記にチェック
	<input type="checkbox"/>

① 施設基準第1号の規定を満たす協力医療機関

入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

医 療 機 関	医療機関名称	愛媛県立南宇和病院
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1
	電話番号	0895-72-1231

② 施設基準第2号の規定を満たす協力医療機関

診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

医 療 機 関	医療機関名称	愛媛県立南宇和病院
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1
	電話番号	0895-72-1231

③ 施設基準第3号の規定を満たす協力病院

入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

医 療 病 院	医療機関名称	愛媛県立南宇和病院
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1
	電話番号	0895-72-1231

④ その他の協力医療機関

医 療 機 関	医療機関名称	医療法人 弘浜会 沢近医院
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲347-2
	電話番号	0895-72-0038
	診療科	内科、リウマチ科、リハビリテーション科、外科

医療機関	医療機関名称	公益財団法人正光会 御荘診療所
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山 846
	電話番号	0895-74-0111
	診療科	精神科
医療機関	医療機関名称	粉川ファミリークリニック
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 86
	電話番号	0895-72-2111
	診療科	内科
医療機関	医療機関名称	かんクリニック-A I N A N
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 1590
	電話番号	0895-72-2225
	診療科	内科、外科、糖尿病内科
医療機関	医療機関名称	松本クリニック
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町一本松 3375-3
	電話番号	0895-84-2001
	診療科	内科、消化器内科
医療機関	医療機関名称	医療法人 竹本医院
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙 507
	電話番号	0895-72-3271
	診療科	外科、胃腸科、肛門科

⑤ 協力歯科医療機関

歯科医療機関	医療機関名称	清水ももこ歯科医院
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 3021
	電話番号	0895-72-3511
歯科医療機関	医療機関名称	宮田歯科医院
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 3702
	電話番号	0895-72-0648
歯科医療機関	医療機関名称	たかはし歯科
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 1916-1
	電話番号	0895-72-5888
歯科医療機関	医療機関名称	あさうみ歯科医院
	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2419-4
	電話番号	0895-73-1184

22 口腔衛生管理の強化

施設の職員又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔の健康状態の評価を行います。

23 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

介護現場における施設の生産性の向上に資する取組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析したうえで、施設の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催や必要な安全対策を

講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行います。

24 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策（顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）を含む）のため、次の措置を講じます。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発を図ります。
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制を整備しています。
- (3) そのほかハラスメント防止のために必要な措置を行います。

25 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

26 当法人の概要

法人名	社会福祉法人 御荘福祉施設協会
法人所在地	愛媛県南宇和郡愛南町満倉 2 3 0 1 番地 1
電話番号	0 8 9 5 - 7 2 - 3 1 1 1
代表者氏名	理事長 濱 口 隆 司
設立年月日	昭和 4 9 年 3 月 1 0 日

定款の目的に定めた事業

- (1) 第 1 種社会福祉事業
 - ① 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第 2 種社会福祉事業
 - ① 保育所の経営
 - ② 老人短期入所生活介護事業の経営
 - ③ 老人デイサービスセンター事業の経営
 - ④ 障害児通所事業の経営
 - ⑤ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - ⑥ 地域子育て支援拠点事業の経営
- (3) 公益事業
 - ① 居宅介護支援事業
 - ② 成年後見等受任事業
- (4) 収益事業
 - ① 太陽光発電所の事業

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 〈所在地〉 愛媛県南宇和郡愛南町満倉2301番地1
〈名称〉 ユニット型特別養護老人ホーム 自在園
〈説明者〉 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 ⑩

代理人 住 所
〔身元引受人〕

〔連帯保証人〕 氏 名 ⑩

続 柄

看取り介護の指針に関する同意書

私は、_____の看取り介護について特別養護老人ホーム自在園の看取り介護の指針に基づく取組みに関する説明を受け、下記の内容を確認し同意します。

記

当施設における看取り介護の体制・対応について

1. 施設における医療体制は、配置医師・協力医療機関と連携し必要時は24時間の連絡体制を確保し、必要に応じ健康上の管理などに対応する。また、夜間は医療スタッフが不在なときもあり、看護職員は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制とする。
2. 病状の変化等に伴う緊急時の対応については、看護職員が医師との連絡をとり判断する。夜間においては、夜間勤務職員がオンコール体制に基づき医師及び看護職員と連絡をとって緊急対応を行う。また、家族との24時間連絡体制を確保する。

令和 年 月 日

○説明者

職氏名 _____ (印)

○同意者

利 用 者 氏 名 _____ (印)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私（ ）及び代理人（ ）は、社会福祉法人御荘福祉施設協会が、私及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者にかかわる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号にかかわらず、緊急を要するときの連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供にかかわる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用にかかわる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。ただし、本人以外の者に固有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき、又は本人の心身を守るためにやむを得ない緊急時は、第三者に提供することがある。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

本人 住所.....
(利用者)

氏名.....(印)

代理人 住所.....
(家族代表)

氏名.....(印)

続柄.....